

山形県 自家用自動車

定価 1部・20円
会員の購読料は会費に含まれております
発行所
山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人
山形県自家用自動車協会
電話023 (686) 3951
<https://www.y-jikayo.or.jp>
印刷/印刷所

令和4年中の県内の交通事故 死者数は26人で2人増加

県警察本部

山形県警察本部は、令和4年中の県内の交通事故発生状況について発表しました。

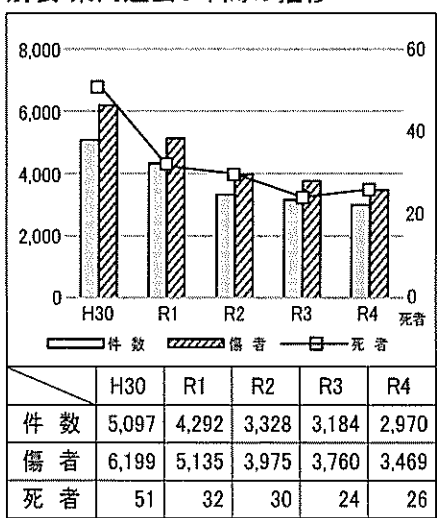
それによると、発生件数は2,970件で前年比21.4件(6.7%)の減少、負傷者数は3,469人で同291人(7.7%)の減少、死者数は26人で同2人(8.3%)の増加となっています。

死者数26人のうち、65歳以上の高齢者は17人(前年比11人の増加)で、全体の65.4%を占め、17人中9人が歩行者でした。事故類型別では、車両単独が11人(前年比8人の増加)で、このうち路外逸脱によるものが5人(同4人の増加)、人対車両が10人(同3人の増加)、車両相互が5人(同9人の減少)となっています。

県内の過去5年間の発生状況の推移は、別表のとおり、発生件数及び負傷者数は減少傾向が続いていますが、死者数は2年ぶりの増加となりました。

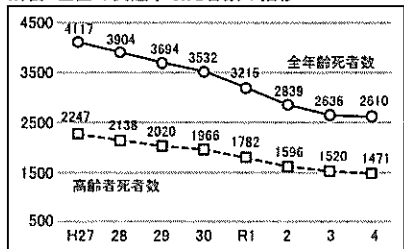
ドライバー別では、高齢ドライバーが第1当事者となったものが11人で前年比2人の増加となり、青年ドライバー4人の約3倍となっています。

別表 県内過去5年間の推移



警察庁がまとめた令和4年中の全国の交通事故死者数は2,610人で、前年より26人減少し、6年連続で戦後最少を更新しました。このうち、65歳以上の高齢者は1,471人で、全体の56.4%を占めています。

別表 全国の交通事故死者数の推移



6年連続で戦後最少を更新！ 全国の交通事故死者

警察庁

府141人、②愛知県137人、③東京都132人、④千葉県124人、⑤兵庫県120人で、前年の219人から65人減少しました。①鳥取県の16人などとなっています。

送迎用バスの置き去り防止を支援する 安全装置のガイドラインを策定！

国土交通省

昨年9月に静岡県内で発生した、送迎用バスに置き去りにされた女児が死亡するという事案を受け、10月12日、関係府省会議において、送迎用バスの安全装置の設置の義務化及び「安全装置の仕様に関するガイドライン」の作成等を含む緊急対策が決定されました。

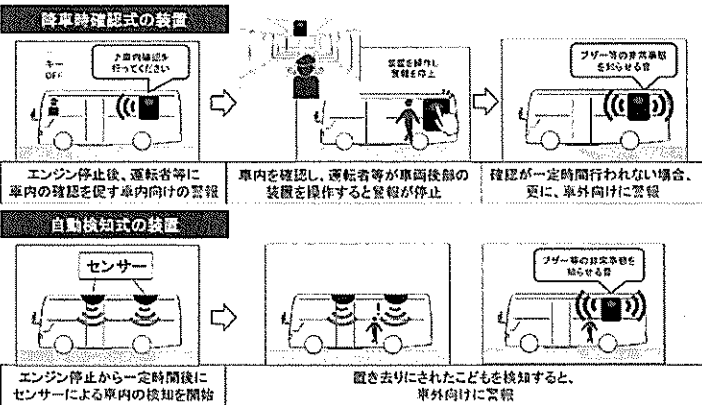
国土交通省は、これらを踏まえ、装置の開発促進・普及拡大を目指す、性能要件等について検討を行い、12月20日、ガイドラ

インを策定し、「降車時確認式」「自動検知式」の2種類の方式の装置について、次のとおり要件を定めました。

- ・降車時確認式
エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する。
- ・自動検知式
エンジン停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始する。

・置き去りにされたことを検知した場合、車外に向けて警報を発する。
・両方式に共通の要件
運転者等が車内の確認を怠った場合には、速

やかに車内への警報を行い、15分以内に車外へ警報を発すること。
・子ども等がいたずらでできない位置に警報を停止する装置を設置すること。
・十分な耐久性を有すること。
・装置が故障・電源喪失した場合、は、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること。



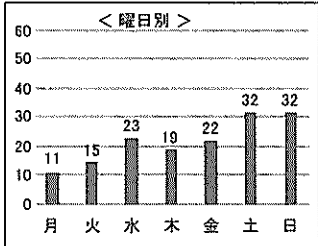
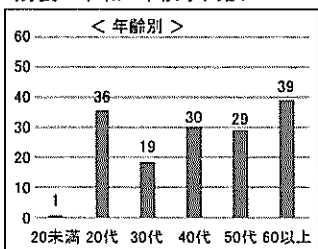
飲酒運転は犯罪です！ やめよう飲酒運転！

県警察本部

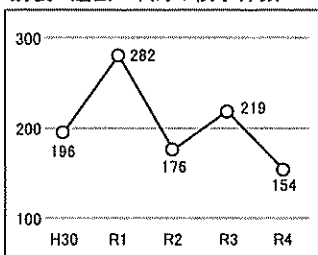
山形県警察本部のまとめによると、令和4年中の県内の飲酒運転検挙者数は延べ1,544人で、前年の2,119人から65人減少しました。

内訳は、別表1のとおり、年齢別では60歳以上が39人と最も多く、曜日別では別表2のとおりで、令和

別表1 令和4年検挙内訳



別表2 過去5年間の検挙件数



2年ぶりに引き下げ 金融庁

金融庁は、1月20日開

催された自賠責保険審議会で、自賠責保険の保険料について、本年4月1日契約分から引き下げることを決定しました。自動ブレーキなどの先進技術を搭載した車両の普及やコロナ禍による外出自粛などにより交通事故が減少し、保険金の支払いが抑えられたためとしています。

引き下げは令和3年4月以来2年ぶりで、沖縄県と離島を除く自賠責保険料は、一般的な2年契約では、自家用乗用車が2,3

2年契約の保険料 (沖縄県及び離島を除く)
(2023年4月改定)

	現行額	改定額	引下額
自家用乗用自動車	20,010円	17,650円	2,360円
検査対象軽自動車	19,730円	17,540円	2,190円

山形運輸支局からのお知らせ

年度末の自動車の登録手続きはお早めに！

例年、2月から3月は、自動車の登録（新規登録、名義変更、住所変更、廃車等）手続きが集中して、窓口が大変混雑し、申請者の方には長時間お待ちいただく状態となっております。また、電話による問い合わせも多くなり、電話が繋がりにくくなるなど、ご不便をお掛けしています。

問い合わせの多くは、手続きに必要な書類や記載方法などですが、当支局のホームページと専用電話などをご利用していただき、混雑緩和にご協力をお願いします。また、登録等の手続窓口開庁時間は下記のとおりですので、時間内での手続についてもご協力をお願いします。

★ホームページの利用

(<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/yg/yg-index.html>)

譲渡証明書・委任状などの様式は、ホームページからダウンロードすることができます。「山形運輸支局」→「様式ダウンロード」→「自動車の登録」へ進むと、様式等がダウンロードできます。

★専用電話の利用

繁忙期の混雑緩和対策として、オペレータが応答する専用電話「ヘルプデスク」を設置し、登録手続きの案内を行っております。

○電話番号 ・山形運輸支局 050-5540-2013

・庄内自動車検査登録事務所 050-5540-2014

○オペレータの案内時間 開庁日の8:30から17:15まで

○自動音声による案内時間 24時間ご利用いただけます。

★登録手続窓口開庁時間

登録手続は開庁日(平日)の下記時間となります。下記時間以外には受付等行えませんのでご注意ください。

○午前 8:45～11:45 ○午後 13:00～16:00

自動車整備士PRコンテツ大賞
国土交通大臣賞が決定！

国土交通省

大臣賞が授与されます。
◇ポスター・高校生部門
岐阜県立岐南工業高等学校の自動車研究会・電気研究会の「目指そう！自動車整備士」

◇ポスター・学生部門
群馬自動車大学校の宮尾哲さんの「整備に心を注ぎ込む」

（2030年の自動車整備士のいづれかのテーマから、ポスター・高校生部門、ポスター・学生部門、動画部門に、全国から26作品の応募が寄せられ、その中から次の3作品が最優秀作品に決定し国土交通省が主催したもので、「社会を支える自動車整備士」あなたが紹介した未来の自動車整備士」

同省は、受賞作品の中から自動車整備士のPRポスターを作成し、今後の自動車整備人材を確保・育成する活動に幅広く活用していくとしています。



ポスター：高校生部門



ポスター：学生部門

環状交差点では右回り（時計回り）通行を！

山形県警察

環状交差点（ラウンドアバウト）は、車両の通行する部分が環状で、道路標識により車両は右回り（時計回り）に通行することが指定されている交差点です。

信号機がないため、重大事故の抑制や待ち時間の解消が期待されるほか、停車時も通行可能となります。県内にはこれまで、長井市平山小坂地区、村山市楯岡地区、酒田市京田地区、酒田市広野地区の4カ所に導入されています。

警察庁のまとめによると、全国の環状交差点は、令和4年3月末時点で、140箇所導入され、このうち宮城県が25カ所と最も多くなっています。

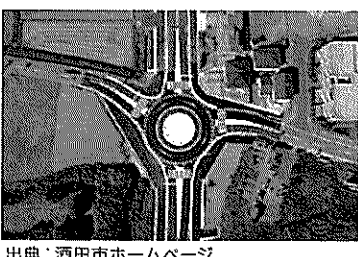
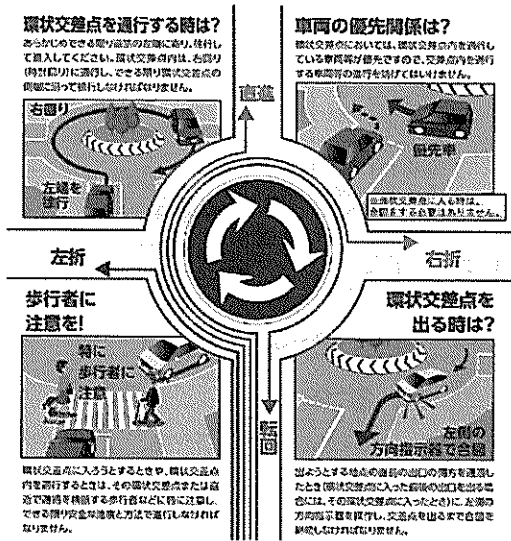
警察庁のまとめによると、全国の環状交差点は、令和4年3月末時点で、140箇所導入され、このうち宮城県が25カ所と最も多くなっています。

環状交差点の通行方法

①環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両が優先です。

②環状交差点に入る際は、道路の左端に寄って徐行する。環状交差点に入る際は、方向指示器の合図は必要ありません。

③環状交差点を通行する



出典：酒田市ホームページ

12月の県内新車新規登録・届出数

☆12月総合計で17%増（4ヶ月連続増加）

東北運輸局

山形県の12月における新車新規登録・届出数は、総合計3,402台で前年同月比17%増と4ヶ月連続して増加しました。

○登録自動車は合計で9.2%の減少となり、乗用車全体では9.6%減で4ヶ月ぶりに減少し、うち普通車が3.5%の減少、小型車は17.0%の減少となっており、貨物車全体では13.1%減で8ヶ月連続して減少しています。

別表 12月新車新規登録・届出数		4年12月	前年同月	増減	率
乗用車	普通	902	935	▲33	▲3.5
	小型	628	757	▲129	▲17.0
	計	1,530	1,692	▲162	▲9.6
	貨物	199	229	▲30	▲13.1
	その他	105	99	▲6	▲6.1
計		1,834	2,020	▲186	▲9.2
軽自動車		1,557	1,315	▲242	▲18.4
小型二輪車		11	9	▲2	▲22.2
総合計		3,402	3,344	▲58	▲1.7

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特殊用途車である。
2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値

☆3年連続で5万台へ届かず

東北運輸局

山形県の令和4年における新車新規登録・届出数は、別表のとおり総合計が45,390台と3年連続で5万台を割り込み、前年比では1,370台（2.9%）の減少となりました。

前年との比較では、登録自動車の合計で6.6%の減少、乗用車全体では4.5%の減少、うち普通車が2.7%の減少、小型車が6.4%の減少となっており、貨物車全体では17.5%の減少、その他のバス、特種等は18.5%の減少となっています。軽自動車は1.4%の増

別表 令和4年及び直近5年間の県内新車新規登録・届出数		H30	R1	R2	R3	令和4年
乗用車	普通	12,929	12,584	10,764	11,278	10,973
	小型	15,473	14,498	12,656	10,783	10,098
	計	28,402	27,082	23,420	22,061	21,071
	貨物	3,840	3,740	2,975	3,243	2,677
	その他	1,137	1,049	907	1,051	857
計		33,379	31,871	27,302	26,355	24,605
軽自動車		23,136	22,648	20,321	20,007	20,296
小型二輪車		316	331	307	398	489
総合計		56,831	54,850	47,930	46,760	45,390

注 1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用車・小型は5ナンバー、貨物車は1又は3ナンバー、その他はバス、特殊用途車である。
2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値